

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十五条第一項第四号を削り、同条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十三条第一項第三号中「第五十二条に規定する」を「第五十五条第一項の」に改め、「又は食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）第二条に規定する許可」を削る。

第二十六条第四号中「八千二百円」を「四千六百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。